

Newsletter, No. 21

American Economic History Association, Japan since 1957

Fall 2006

発行: アメリカ経済史学会事務局

I 研究会の記録

1 第48回全国大会・総会

2005年10月9日（日）、北海学園大学にて第48回全国大会・総会が開催されました（共通テーマ「市場と秩序」）。

第1報告「ナショナリズムからローカリズムへ — 20世紀後半南カリフォルニアにおける日系移民と地域 —」（木下なつき・北海道大学大学院）：1960年代、ロサンゼルス市の都市開発の一となった日系社会の象徴である小東京の開発をめぐる、日系人、小東京関係者（非日系人を含む）、連邦政府、市など米国社会や日本政府、日系企業などの間で、対立と協調がみられた。その対立と協調をナショナリズムとローカリズムを軸にして報告された。

第2報告「1935年全国労働関係法に見られる社会的規制に関する構想 — 立法過程におけるリベラル派の議論を中心として —」（中島醸・一橋大学）：国民への平等的な購買力の分配が産業復興の鍵であり、その購買力の平等的分配のためにはビジネスを規制する方向での国家介入が必要である、という共通認識を持つリベラル派内部において、ワグナー法の制定過程において、国家の公的介入をどこまで認め、どのような意味をもたせるのかについて見解がわかっていたということが報告された。

第3報告「『市場革命』の時代における消費めぐって — 北東部の女性の場合 —」（久保田圭子・長野県短期大学）：19世紀前半の時代における消費社会の研究においては、一般論としては農村社会では禁欲的、自給自足的と言われているが、そうではなく、徐々に消費が普及していったことを、北東部農村社会における女性を中心に報告された。

第4報告「市場の秩序と信用の国家管理 — 1935年銀行法後の政策課題と100%準備案 —」（須藤功・明治大学）：ラクリン・カリーの「小切手用預金の100%準備案」と「全銀行の準備制度加盟構想」について報告された。国家が全面的に出て、通貨供給を管理する必要があるとするマネタリストの起源が明らかにされた。

第5報告「アメリカ合衆国における福祉改革と監産複合体 — 市場・秩序・公共空間 —」（大辻千恵子・都留文化大学）：1970年代からの大量拘禁（刑務所被収容者数の高まり）（社会復帰よりも隔離）、刑務所の民営化（刑務所建設による地域経済再興）、黒人男性への拘禁率の集中という背景から、アメリカ型の福祉国家をどのようにみるのか、が報告された。

第6報告「ウォルター・リップマンとニューディール」（西川純子・獨協大学）：新自由主義とは何かという観点から、ニューディールに対するリップマンの思想が報告された。リップマンはニューディールを批判、この批判に根拠を与えていたのがミーゼスとハイエクであったこと、どのような改革したらよいのか、新しい自由主義を提案したことが報告された。

討論においては、以上の6報告個々の論点について質疑応答があった。最後に本大会の共通論題である「市場と秩序」がなぜ選ばれたのかについての質疑があった。これに対して、経済活動全般を市場原理にゆだねるべきか、あるいは経済活動に一定の秩序を求め、経済活動に一定の枠を設けるべきかどうか、大きな流れとしてアメリカ史を貫いていると思われ、アメリカ社会が「市場と秩序」の問題と歴史的にどのように向き合ってきたのか、問い直してみたいという問題意識から選んだという応答があった。

会場・懇親会の手配をされた、北海学園大学の犬塚秀之氏に感謝申し上げます。

2 東京例会

東京例会は、2005年12月17日（土）午後2時～5時、明治大学にて開催されました。出席者は、非会員2名を含め合計で19名、忘年会の出席者は14名でした。以下に、2名の報告者の報告概要とそれに対する出席者からの質疑等を記載いたします。

1. 土屋慶之助（静岡大学）「19世紀におけるアメリカ中西部の動産抵当金融」ボウグ(Allan G. Bogue)氏ら3名が執筆し、*Agricultural History*, Vol.77, No.3, 2003 に掲載された *Oxen to Organs: Chattel Credit in Springdale Town, 1849-1900* が画期的な研究であるとして、その内容を紹介し、若干のコメントをした。これまで資料不足のゆえに本格的には研究されてこなかった動産抵当金融についての、原資料を使用している研究は、これが最初である。この研究は、ウイスコンシン州スプリングデール・タウンの事例を取り上げ、この地域の動産抵当と農業の発展との関連を明らかにしたものである。動産抵当が高利であるとのこれまでの散発的な指摘については明確にできなかったものの、それが高利であった可能性を残しながら、「うまく交渉した動産抵当のほとんどは、生産的に奉仕し・・・農業の機械化の速度を速める重要な要素であった」とボウグらは指摘している。土屋報告は、農民運動の高利に対する不満は動産抵当に対してであり、不動産抵当は積極的に評価してよいのではないかとコメントした。

これに対して出席者から、動産抵当は分割払いと同じようなものかという質問や不動産抵当が農民運動の不満の対象ではなかったというのは、言い過ぎではないか、との意見などが出された。

2. 小林健一（東京経済大学）「アメリカの環境・燃費規制と自動車工業—マスキー法と石油危機の衝撃—」米国では1970年大気浄化法（マスキー法）が成立し、自動車にたいして厳しい排ガス規制を定めた。また、石油危機への対策であった1975年エネルギー政策・保全法は、国内石油価格を世界価格よりも低くしつつ、自動車燃費を1978年から85年に段階的に高める規制を定めた。しかるに、ビッグスリーはマスキー法実施に強硬に反対しその実施を遅らせた。また、石油危機と燃費規制にたいしてはダウンサイジングで対応し、本格的な小型車開発は遅く小規模であった。それは大型車の利益が大きく、小型車は利益の出ないようなコスト・価格構造をもっていたからである。他方、排ガス規制、燃費規制をクリアする小型車を多く持つ日本メーカーが高い評価をえた。石油価格が低く抑制された米国では、1976年から大型車ブームが復活しビッグスリーも業績回復した。しかし、第2次石油危機後

日本車の輸入が急増し、ビッグスリーは経営危機に陥り規制緩和を強く要求することになった。これに対して、以下のような質疑が出された。（1）環境・燃費対応技術における前進を勝ち取るには、政府規制と自由競争の果たす役割についてもっと正確なスタンスが必要ではないか？（a）経済的規制と社会的規制を明確に分けることはできないのではないか？

（b）環境分野では、環境保護規制がない場合、目標を達成することはできないのではないか。自由競争を評価しすぎているのではないか。（c）報告では自由競争重視というけれども、やはり、環境規制が重要であり、競争も一部利用しながら目標を達成するというのが正確ではないか？（2）石油価格統制について、より正確な記述と解釈が必要ではないか？

（3）アメリカの消費者は大型車を好むのか、それとも小型車を好むのか？ 環境・燃費対応車を好むのか、そうではないのか？（4）日本では排気量などで自動車のカテゴリーを分類しているが、アメリカでは重量によって分類しているようだが、重量だけでは不十分であり、税制上どうなっているのか、その点正確なカテゴリー分類も必要ではないか？（5）ピックアップ・トラック、バン、SUVを総称してlight truckと呼んでいるが、これに「軽トラック」という訳語を当てているが、誤解を与えるのではないか。（6）燃費規制のガロン当たりマイル数から、リットル当たりキロメートル数への換算に誤りがある。

会場や懇親会の手配をされた、明治大学の須藤功氏に感謝申し上げます。

3 静岡例会

静岡例会は、2006年5月20日（土）午後2時～5時、静岡大学にて開催されました。出席者は、非会員2名を含め合計で19名、忘年会の出席者は17名でした。

1. 松本幸男（静岡産業大学）

「アメリカ建国初期のオランダ資本について—国家財政との関連を中心に—」 建国期におけるアメリカへのオランダ資本の流入についてのわが国の従来の研究は、土地投機会社との関連が中心であり、アメリカにおける資本主義的発展にとってオランダ投資は積極的な役割を果たさず、むしろ投機熱を煽って正常な資本主義的発展を攪乱させる要因の一つであったとする評価が支配的である。しかし、オランダ資本の流入は土地投機会社だけを対象とするものではなく、国家財政とのかわりも多く、1796年まではその方が支配であっ

た。それゆえ、オランダ資本の流入を当時のアメリカ国家財政とのかかわりあいでもう少し積極的に評価してもよいのではないか。そこで、本報告は、建国初期のアメリカ国家財政(モリス財政およびハミルトン財政)とのかかわりあいをもつオランダ資本はどのような役割を果たしたのかを明らかにし、その結果、建国初期のアメリカ国家財政とのかかわりあいをもつオランダ資本は、建国間もない新興国アメリカの政治的、経済的安定への一助に資したということを明らかにした。

(1) オランダ資本の評価について今までのわが国の研究と違うが、そうなのか。(回答) 従来の研究史においてはオランダ資本についての評価は否定的であったが、アムステルダムでのアメリカ政府の起債、第1次合衆国銀行のオランダからの借入金勘定を分析することによった積極的に評価した。

(2) 第1次合衆国銀行のオランダからの借入が1795年10月以降止まっているのはどうしてなのか。(回答) フランス革命戦争によってアムステルダム金融市場が影響を受けたことによる。(3) オランダ資本の資本とはどのような内容を意味するのか。(回答) アムステルダムの投資家の資金である。

2.水野里香(横浜国立大学非常勤講師)「アメリカにおける連邦取引委員会の設立(1914年)–反トラスト政策と独立規制委員会」現在、アメリカにおける独占禁止政策は、1890年に成立したシャーマン法、1914年に成立したクレイトン法、連邦取引委員会法の3法を基本法として行われている。本報告は、これら反トラスト法を施行する連邦取引委員会の役割に焦点をあて、同委員会の設立過程および活動の実態を検討している。そして、独占規制政策における連邦取引委員会の意義とその影響について明らかにしようとする。

連邦取引委員会が設置される以前は、シャーマン法に違反する行為を司法省が起訴し、裁判所が下す判決によって独占を事後規制していた。しかし独占の形成は後を絶たなかったため、独占の事前規制を目指して、1903年に株式会社局が設置され、これが企業や産業に関する調査を行うことによって、独占を未然に防ぐことを試みた。ただし、同局には反トラスト法に違反する行為を起訴する権限は与えられていなかったため、ここでの規制効果も十分ではなかった。

そこで、準司法的・準立法的・準行政的な権限を併せ持つ行政からは独立した連邦取引委員会が設置されることとなる。同委員会は、一般に独立規制委員会と称され、特定の領域に特化した規制(この場合は独占規制)を行うので、その領域に関する専門性を養う、継続性を保つ、また、経験を蓄

積したり情報を収集することを可能とする。このようなアメリカに特殊な規制の形態は、その後、他国における独占規制や、アメリカ国内の他の領域での規制に際して採用されることとなるなど、多大な影響を与えている。

以上、報告ではアメリカ独占規制政策における連邦取引委員会の意義とその影響について明らかにすることを試みたが、次のような質疑があった。(1)連邦取引委員会の準司法的な権限については、設立から数十年を経て同委員会による訴訟が相次ぐなどの問題点が明らかになっていること、(2)連邦取引委員会法制定の背後にある利害関係・団体について、(3)独占規制の側面を強調しているが、規制されない独占もある点について、(4)どのような独占が独占と認められるのか、あるいは認められないのか、独占の容認について、以上の点に関する検討が不十分であると指摘された。

3.吉田佳名子(横浜国立大学・院) 書評:河内信幸

『ニューディール体制論』(学術出版会 2005年7月)本書は、一次資料と膨大な二次文献を駆使して史実を詳細に明らかにすることで、「ニューディール体制」を考察した書であり、「序文」と「結語」を挟んで、本文13章から構成されている。著者は、既存の研究では「ニューディール体制」という概念に確固たる定義づけがなされていないことを指摘し、その定義づけを行うことを第1の視角としている。第1-1図(本書35頁)で、現代的視点をもった枠組み(1930年代を基点とした「ニューディール体制」から60年代までの「コーポラティズム体制」(1960年代まで)への「継続性」と80年代以降の「現代アメリカ体制」との「断続性」)を提示し、「ニューディール体制」は、ローズヴェルト政権がニューディール政策を推進しながら「ブローカー的機能」を発揮して実現を目指した社会秩序であること、そして、「社会均衡」をはかる利害調整・利益配分の仕組みを確立して幅広い国民統合を企図した社会・経済システムであったと定義づけている。また、第2の分析視角として、「ニューディール体制」の機能やシステムに規定された民衆意思や運動の検証をあげている。著者は、これら二つの分析視角について、ニューディール政策の形成過程とその後の状況について詳細に史実を明らかにするという実証方法を用いて考察している。報告では、本書の内容について要約して紹介したのち、若干のコメントを述べた。参加者からは、以下のような質疑が出された。(1)著者の「ニューディール体制」から「コーポラティズム体制」への継続性という解釈は、何を根拠としているのか?(2)「ニューディール体制」をブロー

カー的機能・ブローカー的国家として捉える視点は、著者のオリジナルであるか？ (3) ブローカー的機能は、政策展開の結果として自然にもたらされたものなのか、それとも意識的に作られたものであるのか？ (4) 後期ニューディール政策の方向性と枠組みにおいて、著者は、初期の“国家非常事態”への応急対策・緊急対策からの転換であり、諸利害集団の利害調和による新しい「社会的均衡」実現を目的とした長期的な社会政策と制度改革の必要性の強い認識を指摘したが、これは、著者のオリジナルな視点であるのか？その他のアイデアはあるのか？ (5) 萩原伸次郎氏の「ケインズ連合」との相違は何か？ (6) 「ニューディール体制」と「戦時体制」との関係について (7) 本書の研究史で取りあげられていない研究者の論点から、著者の「体制」間の継続性と断続性の根拠についての指摘。

会場や懇親会の手配をされた、静岡大学の土屋慶之助氏に感謝申し上げます。

II. 全国大会のご案内

アメリカ経済史学会第49回全国大会・総会

プログラム

【日時】2006年10月21日(土) 11:00-17:50

【会場】名城大学(天白キャンパス) 1002会議室(タワー75の10階) 地下鉄鶴舞線「塩釜口/名城大学前」駅下車、1番出口徒歩約8分。

<http://www.meijo-u.ac.jp/guide/campus/access.html>

キャンパス構内の地図

<http://www.meijo-u.ac.jp/guide/campus/tenpaku/index.html>

【連絡先】折原研究室052-832-1151(3493)

タイムスケジュール

10:40-11:00 受付

1.シンポジウム「現代アメリカ経済・社会を考える視点」

11:00-11:40 河音琢郎(和歌山大学)

「アメリカ財政再建にみる財政政策決定過程の変貌」

11:40-12:20 加藤一誠(日本大学)

「アメリカの州間格差と州内格差」

12:20-13:10 休憩

13:20-13:50 篠原健一(大阪商業大学)

「『メイド・イン・アメリカ』再々考：自動車工場の視点から」

13:50-14:30 藤木剛康(和歌山大学)

「アメリカのFTA戦略と地域主義——複合的アプローチの必要性？」

14:30-15:10 魚住真司(関西外国語大学)

「メディア学から見た規制と規制緩和——米国ケーブルTVと放送を中心に」

15:10-15:30 コーヒー・ブレイク

15:30-15:50 報告へのコメント 立石剛(西南大学)

15:50-17:20 パネル討論

司会 堀一郎(愛知県立大学)・坂出健(京都大学)

2.総会

17:20-17:50 総会

3.懇親会

18:00-20:00 タワー75展望レストラン(15階)「スカイ・クルーズ」にて

III. 総会決定事項

・理事

土屋慶之助(代表理事：静岡大学)

安武秀岳(理事：北海学園大学)

濱文章(理事：北星学園大学)